

中小企業の経営者の皆様へ

雇用関係の助成金を一部ご紹介します

正社員(非正規社員)のために制度を整備し対象者に実施する場合に対象となる助成金

H30年度

受給する際の要件は他にもありますのでご注意ください。

雇用保険の被保険者(正社員)が1名でもいれば対象となる可能性の助成金			
<p>社員の能力、職場定着、職場環境を向上する制度を就業規則等に定めて実施する <u>事前に計画書を提出→就業規則等に制度を定める→計画期間内に対象者に実施→※目標達成</u> 制度は正社員が対象 (※雇用管理制度助成コースは対象者に実施しただけでなく、目標達成まで求められます) 申請は1回だけ(1回あたりの金額) 定めた制度は原則継続して行う必要があります。</p>			
人材確保等支援助成金 <small>雇用管理制度助成コース(評価・処遇制度)</small>	評価・昇進・賃金・諸手当のいずれかの制度を導入 (導入後は原則賃金が上がっていること)	目標達成 57万	目標達成：計画期間終了日の翌日から1年間の雇用保険被保険者離職率が目標以上減少していること (創業から間もない場合は原則雇用保険被保険者の離職者がいないこと)
人材確保等支援助成金 <small>雇用管理制度助成コース(健康づくり制度)</small>	通常の労働者に対する法定の健康診断に加え、以下の項目のいずれか1つ以上の項目を導入する事業主 (費用半額以上を事業主が負担) ○胃がん検診 ○子宮がん検診 ○肺がん検診 ○乳がん検診 ○大腸がん健診 ○歯周疾患健診 など	目標達成 57万	制度導入日以降3年間のうち定められた人数および回数を取得していること
人材開発支援助成金 <small>教育訓練休暇制度</small>	年次有給休暇とは別に有休の教育訓練休暇制度を導入し、社員が利用 (社員自らの意思で行う、事業主以外が実施する仕事関連の教育訓練の受講や各種検定の受験に対して休暇を与えること 費用は全額本人負担でも対象)	30万	制度導入日以降3年間のうち定められた人数および回数を取得していること

パート・派遣・契約社員など非正規社員が1名でもいれば対象となる可能性の助成金			
<p>非正規雇用労働者をキャリアアップする制度を就業規則等に定めて実施する <u>就業規則等に制度を定める・事前に計画書を提出→計画期間内に対象者に実施</u> 制度は非正規(無期雇用)社員が対象 定めた制度は原則継続して行う必要があります。 キャリアアップ計画期間内(3年~5年)に実施すれば複数回申請可能(下記の金額は1人あたりの支給額)</p>			
キャリアアップ助成金 正社員化コース 非正規雇用の労働者を正規(無期)雇用労働者に転換する制度を導入し、 転換した場合 (6ヵ月以上非正規雇用の期間がある労働者が対象)	有期契約(パート)社員→正社員 転換時賃金5%UP必要	57万	・転換して6ヵ月後支給申請 ・選考方法を定め選考を行うこと ・正社員は相応の待遇であること (原則として、フルタイム勤務、月給者、昇給や賞与の対象など) ・賃金UPは転換前と転換後それぞれ6ヵ月間で比較 ・有期契約労働者からの転換の場合、転換前の雇用期間が3年以下であること ・計画書提出時点で雇用保険適用事業所であること
	有期契約(パート)社員→無期契約(パート)社員 転換時賃金5%UP必要	28万5千	
	無期契約(パート)社員→正社員 転換時賃金5%UP必要	28万5千	

このほか「育児休業」「介護休業」取得予定者がおり、会社が両立支援等の取り組みを事前に計画を立てて行う場合に対象となる助成金もあります

裏面(次ページ)は社員やパート社員を新規雇用する場合に対象となる助成金です
 その他別紙の「助成金を受給する際の注意点」もご覧ください

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-33-8メゾン岡田5階



日本橋浜町社会保険労務士事務所

TEL 03-6677-1212 FAX 03-6755-9266

中小企業の経営者の皆様へ

雇用関係の助成金を一部ご紹介します

社員(パート)を新規雇用する場合に対象となる助成金

H30年度

受給する際の要件は他にもありますのでご注意ください。

公共職業安定所等を通じて求人を行い社員(パート)を雇用する場合に対象となる可能性の助成金			
就職が困難な求職者を原則3カ月のお試し雇用をして、能力を見極めて常用雇用のきっかけにする 公共職業安定所に求人申し込み(トライアル併用)→対象者を有期雇用→トライアル雇用開始から2週間以内に実施計画書提出			
パートは原則通常の労働者と同程度の勤務時間(週30時間以上)で雇用保険に加入することが必要 トライアル対象者を雇用すれば、対象者に応じて複数回申請可能(1人あたりの金額)			
トライアル雇用助成金 対象者 ・就労経験のない職業に就くことを希望する者 ・離転職を繰り返している者 ・妊娠、出産・育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者 ・母子家庭の母、生活保護者等就職困難者 ・直近で1年を超えて離職している者 など 上記の場合で、本人がトライアル雇用を希望した場合	事業所を管轄する公共職業安定所に 一般(パート)求人と併用で <u>トライアル求人を申し込み必要あり</u> (トライアルのみの求人は不可) 一般(パート)求人では採用した者は対象外 トライアル対象者は公共職業安定所から 会社に面接希望等の連絡がある際に、本人が トライアル雇用を希望している旨の説明あり トライアル対象者を採用後は原則3カ月の 有期雇用契約(雇用・社会保険加入要)を結び トライアル雇用開始から2週間以内に実施計画 書を雇用契約書と共に提出する	月額4万× 3カ月	・3カ月の満了前に退職 自己都合退職の場合、在籍期間に応じて支給あり(会社都合の退職は支給対象外) ・3カ月の契約期間満了時 会社都合・自己都合で契約満了退職 会社都合・自己都合で有期雇用契約更新 正社員・無期契約(パート)で雇用 他要件を満たせばいずれも支給対象となる 会社都合や計画書を提出したのにもかかわらず報告書・申請書の未提出は今後別の対象者を申請する際のペナルティあり

公共職業安定所等を通じて就職困難者を雇用した場合対象となる可能性の助成金			
公共職業安定所等を通じて就職困難者を雇用→6カ月を1期として6カ月ごとに支給申請 パートは週20時間以上勤務で雇用保険に加入することが必要			
特定求職者雇用開発助成金 対象者は右欄の就職困難者 (他にも対象者あり)	60歳以上の者	1期30万× 2期 (障害者4期)	・支給額は支給対象期に対象労働者に支払った賃金額を上限とします ・週20時間以上の短時間労働者、重度障害者、精神障害者は支給額が異なります (本人が求職の際に公共職業安定所に申告していないと、公共職業安定所も対象者であるか把握できていない場合もあるので、ご不明な場合は求職者が求職の申込みをした公共職業安定所にご確認ください)
	障害者		
	母子家庭の母		
	児童扶養手当を受けている父子家庭の父		
	東日本大震災による被災離職者		
	発達障害者	1期30万× 4期	
難治性疾患患者			

公共職業安定所等…ハローワークの他に職業紹介事業者も含まれますが、雇用関係助成金を取り扱える職業紹介事業者に限られます。また、取り扱える事業者であっても助成金の種類によって対象とならない場合もありますので、詳しくは職業紹介事業者にお問い合わせください。

裏面(前ページ)は社員や非正規社員のために制度を整備し実施する場合に対象となる助成金です
その他別紙の「助成金を受給する際の注意点」もご覧ください

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-33-8メゾン岡田5階



日本橋浜町社会保険労務士事務所

TEL 03-6677-1212 FAX 03-6755-9266